

# 入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和6年3月28日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
開発調査センター 所長 山下 秀幸  
(公印省略)

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 令和5年度不漁に対応した操業体制緊急構築実証事業に係る用船
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 契約締結日  
至) 令和7年3月17日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するのと。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額を、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とす。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書の交付を受けること。)
- ① 直接交付  
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25  
テクノエイブ1006階  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
開発調査センター 開発業務課  
電話 045-277-0179  
FAX 045-277-0209
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意様式に「令和5年度不漁に対応した操業体制緊急構築実証事業に係る用船入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「令和5年度不漁に対応した操業体制緊急構築実証事業に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年4月15日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質



- (2) 公表する情報  
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴者及び課長相当職以上経歴者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
  - ② 当機構との間の取引高
  - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
  - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- (4) 公表日  
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

- (5) その他  
 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。  
 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### 10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。  
 公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。  
 なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

## 用船仕様書

### 1 調査名

令和5年度不漁に対応した操業体制緊急構築実証事業に係る用船

### 2 調査目的

水産庁では令和3年度に不漁問題に関する検討会を開催し令和3年6月に公表された同検討会のとりまとめに対応の方向性の具体的な検討事項として「専門的な漁業からマルチな漁業への転換」が盛り込まれた。また、令和4年3月に公表された水産基本計画に海洋環境の変化への適応策となる新たな操業形態として「複合的な漁業等操業形態の転換」が提示された。さらには令和5年6月に公表された海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会のとりまとめにおける対応性の方向に「漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換」が盛り込まれ、さんまを含む気候変動による海洋環境変化の影響で不漁となっている沖合漁業が実施すべき対応策として兼業化による複合漁業への移行が示された。

さんま漁期後となる冬季にいか釣漁業によるアカイカ操業等、具体的な複合操業による新たな操業体制の構築に向けた実証事業に取り組み、必要な共通設備やそれぞれの漁法・漁獲物処理に応じた設備の検討・実証等を行うことを目的とする。

### 3 調査項目

#### (1) 漁労装備の検討

操業前にさんま兼業船での漁灯配光測定を着岸岸壁において実施し、いか釣漁業に最適な灯具設置位置や角度を調整する。

操業調査にあたっては、漁海況情報等のシステムの三陸沖中期模渦の位置を参考にしながら漁場選定し、さんま兼業船での操業調査（主に夜間）を実施する。

操業調査は右舷側に配置した、自動いか釣機を用いて調査を開始するが、必要に応じて、設置場所を変更しながら最適な釣機位置を検討する。

#### (2) 漁労作業の検討

自動いか釣機の補助作業や漁獲物の処理に関しては、当業船と同様に実施し、その必要人数や処理に要する時間等を記録する。また、いか釣漁業においては悪潮流によりラインが絡むトラブル（針喧嘩）が発生し、操業ができなくなることがあるため、その発生頻度についても記録する。他方、漁海況とさんま兼業船の動揺を記録し、安全な操業ができる基準を作成する。これらの記録からさんま兼業船船型での操業にあたって、改善点（灯具の設置位置、魚体処理の工程、その他漁労作業等）を抽出する。

#### (3) 漁獲データの取得

さんま兼業船は従来のいか釣漁船と船体構造が違うため船体動揺も異なることが想定される。そのため、自動いか釣機の設置位置によっては釣獲度合いが異なる可能性がある。1台当たりの釣獲尾数をカウントし、設置位置による釣獲の差異を把握する。

(4) 上記以外の取り組み

1) 漁獲したいか類の生物情報取得

漁獲されたいか類の生物学的特性を把握するため、調査員が生物測定等を行う。

2) 海洋観測

操業海域の海洋環境を把握するため、機構が用意する測器にて、水温や塩分等の鉛直的な変化を観測する。計測に必要な測器の昇降操作および操船は調査員の指示のもと乗組員が行い、取得したデータの保存および管理は調査員が行う。

4 船舶改造内容

(1) 漁船種類：さんま棒受け網漁船

(2) 航海能力：1か月以上無寄港で操業や航走が可能であること。

(3) 総トン数：180トン以上400トン未満であること。

(4) 改造期間：契約締結日以降、調査開始までに完了すること。

(5) 船舶改造詳細

1) 新規漁労機器の設置・搭載に係る設計ならびに設置・搭載工事

さんま棒受け網漁船を、いか釣兼業船へ改造することに伴い、新たに、舳先一部改造ならびに船首ローラー設置、自動いか釣機5台、選別作業台、スパンカー一式を搭載・設置する。機器設置・搭載については、請負造船所とともに設計を行い、改造後の船舶について重量重心計算を行い、当該漁船の復原性について確認を行ったのち、改造工事を実施する。

設置する機器の設置場所ならびに方法については、以下の通りである。

1-1) 舳先一部改造ならびに船首ローラー設置

舳先部分をパラシュートアンカーがスムーズに投錨・揚錨できる形状に改造し、船首ローラーを設置すること。

1-2) 自動いか釣り機一式

当該漁船に、新規に自動いか釣機一式を設置・搭載すること。自動いか釣機一式とは、自動いか釣機、設置架台、網目状の流し、設置した自動いか釣機の制御を全台同時に制御するための操作盤（集中制御盤）で構成される。自動いか釣機の設置台数は5台、設置配置は、両舷舷側とし、どの位置にでもいか釣機を設置できるように台座を設置し、当該機の動力源として機器ごとにDC電源の配線を行うこと。網目状の流しは、設置した自動いか釣機に合わせて舷側から外に向けて設置すること。また当該機を操作するための操作盤（集中制御盤）

を、ブリッジ内に設置し、その間を配線すること。尚、設置する自動いか釣機本体については当機構から支給（5台）する。

#### 1-3) 樋ならびに作業台等

当該漁船に、新規に樋を設置すること。設置する樋は、右舷側、自動いか釣機設置場所に設置し、船尾から船首側に向け下り勾配をつけ、右舷側作業甲板上（船体中央部付近）に設置する作業台に接続する。樋の幅は30cmとし、常時海水が流れる仕様とする。樋に流す海水は、船尾側最上部から流す仕組みとし、同箇所に海水吐出口を新設する。樋ならびに作業台に製造の素材については問わない。

#### 1-4) スパンカー一式設置・搭載

当該船船尾に、船を風に立てるための折り畳み式のスパンカーを設置すること。設置場所は、船尾船体中央部分、船尾側とすること。

#### 2) 新規設置・搭載機器運転確認ならびに船体検査受検、完成図書の作成

船体改造に関し、改造許可申請書等の作成ならびに申請を行うこと。船体改造終了後、搭載した機器に関し試運転を行い、その性能について確認すること。当該業にて実施した改造について、新たに船体検査が必要な場合について、請負造船所の基で受検すること。また改造箇所について完成図書を作成し当機構に提出すること。

### 5 その他

- (1) 最大搭載人員中に、その他乗組員として2名以上を含むことができること。
- (2) 本船は以上の要件の他、法令で定められた設備や、調査運行に支障を来さない相当の設備および付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

### 6 乗組員

- (1) 乗組員数は12名以上とすること。
- (2) 漁労長はさんま漁業といか釣漁業について知識と技量を有し、いか釣漁船による操業に従事した経験があること。
- (3) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (4) 調査員と円滑なコミュニケーションが取れること。
- (5) 出入港ならびに操業中は、恒常的にライフジャケットおよびヘルメットを着用すること。

### 7 用船期間

用船開始日：令和7年2月25日（気仙沼港）

用船解除日：令和7年3月17日（気仙沼港）

ただし、用船開始・解除日程は開発調査センターと船主の協議により変更可能とする。

## 8 調査海域

三陸沖（外国 200 海里を除く）

## 9 担当研究所

開発調査センター

## 10 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、船主または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、当機構では保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

## 11 その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運行に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、「調査船用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとする。
- (4) 本件を請け負う者は、同一船舶において当事業を除き、漁業に関する調査を目的とした国・地方自治体・法人等から委託される事務、事業及び補助金と重複があってはならない。